

監事監査リスト

監査実施日：平成 年 月 日

監査実施者： _____

監査項目	監査項目	監査結果			内容
		はい	いいえ	該当なし	
I 他の監査との連携	1 行政監査等において、口頭または文書で指摘事項があった場合、改善されているか。				
	2 公認会計士または監査法人に依頼し、自主監査を実施している場合、自主監査報告書を入手し、指摘事項の有無を確認したか。				
II 法人運営 -1 定款	1 定款の必要的記載事項は事実と反するものとなっていないか。 定款変更は理事会審議、県の承認など所定の手続きを経て行われているか。				
	2 法令に従い、定款の備え置き及びインターネットを利用して公表されているか。 また、公表している定款は、直近のものか。				
-2 内部管理体制	1 法令に従い、内部管理体制が理事会で決定されているか。（特定社会福祉法人のみ義務づけ。以外の法人は、決定された項目のみ確認）				
	2 内部管理体制に係る必要な規程の策定が行われているか。				
	3 内部管理体制に係る規程に従い適正に運用されているか。				
-3 理事会等	1 理事会招集に関し、開催時期及び回数が適切か。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">開催通知、議案を確認する。</div>				
	2 理事会が定足数を満たして有効に成立しているか。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">理事会議事録を閲覧する。</div>				
	3 要決議事項について審議され、議決要件を満たして議決が行われているか。				
	4 理事に委任される範囲が明確になっているか。委任できない事項が理事に委任されていないか。				
	5 理事長は日常の業務として専決した事項を含め、法人を代表し業務を執行した状況について、定款に定める期間内に理事会に適切に報告しているか。				
	6 業務執行理事がいる場合は、当該理事が分担する業務の執行状況について、定款に定める期間内に理事会に適切に報告しているか。				
	7 理事会において、特別の利害関係を有する理事が決議に加わっていないか。				

監査項目	監査項目	監査結果			内容
		はい	いいえ	該当なし	
	8 理事会の議事録は、正確に記録され、保存されているか。 当日の理事会資料が添付されているか。				
	9 評議員の選任候補者の推薦及び解任の提案は、適任及び不適任と判断した理由を付して、理事会で審議されているか。				
	10 評議員会の招集に関し、開催時期、回数及び議案の提案内容について適切に決議されているか。				
III 事務処理 -1 契約	1 契約が経理規程準則に定められた方法によって行われているか。 当事業年度に新たに結んだ契約に関する書類を閲覧し、経理規程で確認する。				
	2 入札には、複数の理事、監事あるいは、評議員が立ち会っているか。 入札記録で確認する。				
-2 法人登記	1 登記している事項が、実態（定款）と一致しているか。				
	2 組合等登記令第2条に定める項目について、適正に登記しているか。 登記項目 目的及び業務、名称、事務所の所在地、存立時期等、代表権を有する者の住所・氏名（改選後2週間以内）、資産総額（毎会計年度終了後3ヶ月以内）				
-3 各種規程	1 必要最低限の諸規程が整備されているか。 諸規程 定款、経理規程、就業規則、給与規程、消防計画 この他旅費規程、育児・介護休業規程、決裁等の職務権限				
IV 事業 -1 事業	1 定款に記載されていない事業を行っているか。 また、概ね事業の執行状況が適正に報告されているか。 事業報告書を閲覧する。				
	2 事業計画にない事業の実施については、事前に理事会の承認を得ているか。				
	3 「地域における公益的な取組」を実施しているか。				

監査項目	監査項目	監査結果			内容
		はい	いいえ	該当なし	
-2 収益事業	4 社会福祉事業で得た収入を、法令・通知上認められていない用途に充てていないか。				
	5 社会福祉事業を行うための必要な資金が確保されているか。				
	1 収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障をきたしていないか。				
	2 収益が社会福祉事業の経営に充てられているか。				
	3 社会福祉事業用設備の使用又は社会福祉事業従事職員を兼務させている場合、本来の業務に支障をきたしていないか。				
V 管理 -1 人事管理	1 社会福祉施設の長については、関係法令及び通知で定める資格を有する者であるか。				
	2 施設長の任免に当たっては、理事会の議決を経ているか。				
	3 職員処遇が労働基準法等関係法令通知等に則して適正に行われているか。				
	4 職員の資質向上を図るため、職員研修についての具体的計画が立てられ、実施されているか。				
	5 多数の職員が退職するなど、労務管理に問題ないか。				
-2 資産管理	1 定款に定める基本財産（土地・建物の所在地、面積）と登記簿謄本は一致しているか。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 財産目録 資産は基本財産、運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産に区分し、負債は流動負債、固定負債、引当金に区分して記載 </div>				
	2 基本財産が処分または担保提供されている場合は、理事会の決議および所轄庁の承認を得て処分、貸与又は担保に供しているか。				
	3 財産目録に記載されている不動産は、すべて所有権についての登記がなされているか。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 不動産登記簿謄本で確認する。 </div> 他から借用している不動産については、賃借権または地上権が設定されているか。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 国又は地方公共団体の場合は 使用許可を受けているか。 </div>				
	4 株式の保有は、適切になされているか。				

監査項目	監査項目	監査結果			内容
		はい	いいえ	該当なし	
	5 社会福祉事業の経営上必要な運用財産は、適正に管理され、処分がみだりに行われていないか。				
VI 会計管理 -1 予算	1 予算は定款の定めに従い適正に編成されているか。				
	2 予算の執行状況は適正か。 予算執行に変更を加えるときはあらかじめ理事会の同意が得られているか。 補正予算が編成されているか。				
-2 会計処理	1 会計責任者が置かれているか。 辞令等により責務を明らかにしているか。				
	2 出納職員を会計責任者と別に任命し、内部牽制体制が確立されているか。				
	3 預金通帳、印鑑は別々に保管され、その責任者が明確にされているか。				
	4 現金、小切手の保管について、保管責任が明確にされているか。				
	5 小口現金は、経理規程に定める限度額を超えて扱われていないか。				
	6 定款、法人が行っている事業の実態、法令等の事業種別等に基づき事業区分、拠点区分、サービス区分は適切に設定されているか。				
	7 勘定科目は、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」別添3に準拠しているか。				
-3 会計帳簿	1 会計帳簿が整備され、仕訳伝票や領収書等の証憑書類が適正に保存されているか。 会計帳簿等 現金出納帳、仕訳伝票、総勘定元帳（又は勘定票）、資産等各種台帳（補助簿）や明細書、決算諸表、この他に月次試算表など				
	2 計算書類に係る各勘定科目の金額は、主要簿（総勘定元帳等）、補助簿（現金出納帳、棚卸資産受払台帳、有価証券台帳等）と一致しているか。				
	3 経理規程に定められた会計帳簿は拠点区分毎に作成され、備え置かれているか。				
計算書類等	1 計算書類は、経理規程と一致し、様式に従って作成されているか。				

監査項目	監査項目	監査結果			内容
		はい	いいえ	該当なし	
-4 決算	2 附属明細書は、経理規程と一致し、様式に従って作成されているか。 また、法人全体及び拠点区分ごとに作成されているか。				
	3 附属明細書の勘定科目と金額は、計算書類と整合性がとれているか。				
	4 財産目録が記載すべき事項及び様式に従って作成されているか。				
	5 財産目録の勘定科目と金額は、法人単位貸借対照表と整合性がとれているか。				
	6 計算書類の注記について、必要な事項が記載され、計算書類の金額と一致しているか。				
	1 預金、積立資産は、残高証明書又は通帳とは一致しているか。				
	2 貸借対照表における土地・建物・固定資産物品について、適正に計上されているか。 また、減価償却資産は適正に減価償却されているか。				
	3 資産の評価は適正に行われているか。（取得時に、原則として取得価額を付しているか。）				
	4 引当金は適正に計上されているか。（徴収不能引当金、賞与引当金及び退職給付引当金ほか）				
	5 純資産（基本金、国庫補助金等特別積立金、その他の積立金及び次期繰越活動増減差額）は適正に計上されているか。				
	6 借入金は、理事会の議決を経て行われているか。 また、借入金は、事業運営上の必要によりなされたものであるか。				
	7 償還計画に基づいた借入金の返済が行われているか。				

監査項目	監査項目	監査結果			内容
		はい	いいえ	該当なし	
	<p>8 措置費支弁対象施設等の運営費の (1) 弾力運用について、本部経理区分への繰入金について繰入条件を満たしているか。また、限度額以内か。</p> <p>繰入条件 1. 適正な法人運営 2. 適正な施設運営 3. 財務諸表の公開 4. 第三者評価の受審・公表又は苦情解決のための第三者委員の設置、苦情内容・解決結果の公表</p> <p>限度額 民間施設給与等改善費加算相当額と運用収入の合計額 ただし、繰入条件の4のみ満たさない場合は、民間施設給与等改善費管理費加算相当額及び事務費収入決算額の運用収入の合計額</p>				
	<p>8 保育所の運営費の弾力運用について (2) ては、繰入条件を満たしているか。また、限度額以内か。</p> <p>繰入条件① 1. 新会計基準による会計処理 2. 第299号通知の1の(2)に定める要件が全て遵守 3. 特別保育事業等の実施</p> <p>限度額① 民間施設給与等改善費加算相当額の範囲内</p>				
	<p>繰入条件② 1. ①の要件が全て遵守 2. 財務諸表の閲覧 3. 第三者評価の受審・公表 4. 3により難しい場合、第三者委員を設置し、苦情内容及び解決結果の公表（ただし3年以内に第三者評価を受審・公表）</p> <p>限度額② ア、積立預金の目的外使用 イ、当期末支払資金残高 ウ、運営費 あわせて運営費の3ヶ月分相当額の範囲内</p>				

監査項目	監査項目	監査結果			内容
		はい	いいえ	該当なし	
	9 補助金収入はすべて適正に計上されているか。				
	10 人件費について、給与台帳に記載されている職員が実在するか。 出勤簿、源泉所得税と社会保険料の納付状況で確認する。				
	11 寄附金について、取引業者、元入所者及びその家族、職員など関係者からの寄附は妥当であるか。 寄附金台帳等を閲覧する。				
	12 運営施設における各種積立金について、使用計画は作成されているか。				
	13 共通支出（費用）の配分は、合理的な基準に基づき適切に配分されているか。				
	14 資金収支差額（支払資金残高）を取り崩して使用している場合、事前に理事会の承認を得ているか。第三者評価の受審・公表又は苦情解決のための第三者委員の設置、苦情内容・解決結果の公表が行われていない場合は、事前に県知事と協議を行っているか。（保育所除く。） 保育所においては、事前に県知事に協議を行っているか。 ただし、自然災害等やむを得ない場合や施設会計収入予算額の3%以下の場合はこの限りでない。				
	15 社会福祉充実残額は、適切に計算されているか。				
	16 社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。				
VII その他	1 社会福祉施設の入所者から預かっている金銭は、別会計で経理されているとともに適正に管理されているか。				
	2 法人・施設の活動における取引のうち、いずれの会計にも計上されていない現金等はないか。				
	3 法人の業務及び財務等に関する情報については、法人の広報を活用することなどにより自主的に公表しているか。				